

9/5 早稲



2016-9-5

論説

ドイツ「派兵」の痛み

日本と同じく敗戦国でありながら、ドイツは一九五〇年代、基本法（憲法）を改正し、再軍備を明記した。基本法起草した西ドイツの議会評議会は、軍国ドイツ復活を警戒する米英仏を刺激することを避け、自国防衛の規定を入れなかった。

ところが、冷戦の激化で情勢は一転。米國など西側陣営は、朝鮮戦争に危機感を強め、ソ連に対抗する北大西洋条約機構（NATO）を設立、再軍備を認める。基本法改正で軍を創設、徴兵制（最長兵役十八カ月、今は凍結）を導入した。ただし、派兵はNATO域内に限った。

さらなる転機は一九九一年一月の湾岸戦争だった。ドイツは日本と同様、派兵を見送り、巨額の支援をしながらも国際的批判にさらされた。

保守中道のコール政権は基本法は変えないまま、NATO域外のソマリア内戦国連平和維持活動（PKO）に参加し、旧ユーゴスラビア紛争では藍隊を派遣する。国内で激化する遠慮・合憲論争を決着させたのが、連邦憲法裁判所だった。

九四年、議会の同意を条件に域外派兵は可能、と判断した。指針が示され、軍事力行使拡大への道が開かれた。

よりリベラルなはずの社会民主党・緑の党連立のシュレーダー政権は、ユーゴからの独立を宣言したコソボ問題でNATO軍のユーゴ空襲に加わった。「アウシュビッツを繰り返さない」―少数民族の虐殺を許さない―という人道上の名目だった。

同盟国と軍事行動に参加し、国際協調を責め―そんなきれいごとだけでは終わらなかった。さらに戦争の真実を知らしめたのは、アフガニスタンへの派兵だった。

ドイツが任されたのは安全とされた地域だったが、十三年間にわたる派兵で、五十五人の兵士が亡くなった。市民百人以上を犠牲にした犠牲もあった。

退役後も心的外傷後ストレス障害（PTSD）に苦しむ若者の手記はベストセラーになった。独逸刊誌シュピーゲルは、いやおうなく激戦に巻き込まれていった検証記事を掲載し、派兵を批判した。

戦場では見境もなくエスカレートし、命を奪い合う。政治の論理や机上の作戦では、惨禍場は見えない。派兵への歯止めを外したドイツは今も苦しむ。